

月次総会議事録

令和4年（第5回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年5月24日（火）

加古川市立勤労会館3階 302会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

8 丸山 良作	10 三原 猛	15 井相田 つや子
---------	---------	------------

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

農林水産課

農政係 主事	清田 夏生	書記	猿木 真吾
--------	-------	----	-------

現地調査（西地区）

5月18日（水） 午前8時45分から
藤本副会長、佐伯農地委員長、都倉委員、堀本委員 事務局2名

（東地区）

5月18日（水） 午後1時15分から
藤本副会長、佐伯農地委員長、佃委員、藤田委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第5回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、12番 前田 祥道委員、16番 原靖委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。議案第49号を議題といたします。
議案第49号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 平荘町小畑 []、 [] 平米、外1筆、計 [] 平米。 []
[] さんから、 [] さんへ。

2 志方町西牧 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
[] さんへ。

3 志方町西山 []、 [] 平米、外5筆、計 [] 平米。 []
[] さんから、 [] さんへ。新設農家。

議案書2ページをご覧ください。

4 志方町横大路 []、 [] 平米、外2筆、計 [] 平米。
[] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

5 志方町横大路■■■■、■■■■平米、外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。使用貸借権設定。

6 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

全ての案件について申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員及び他市町耕作証明より確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 3番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。令和4年5月18日 午前11時30分より12時までの間、農業委員室にて、佐伯農地委員長、都倉委員、堀本委員と私及び稗田事務局長はじめ事務局職員3名、計7名で議案49号3番に係る申請人である譲受人、■■■■さんのご両親、■■■■さん並びに■■■■さんから、新設農家に係る営農意欲及び営農計画について聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

申請人一家は、■■■■に居住しており、■■■■区で家庭菜園として野菜を栽培していますが、知人の紹介で志方町西山地区の■■■■さん所有の農地6筆■■■■平米を譲り受け、本格的に農業に取り組むことを決意されたようです。

申請人は■■■■の仕事、父親は■■■■、母親は■■■■に従事しており、時間的には各自がそれぞれ年間100日程度農業に従事可能であり、タマネギ■■■■平米、ジャガイモ■■■■平米、レモン■■■■平米、その他野菜■■■■平米を栽培する計画となっています。農業用機械は、軽トラック1台を所有しておりますが、今後トラクターや防除機を購入する予定です。また、■■■■さん所有の農業用倉庫を借り受け、農機具並びに農産物の保管庫とする計画となっています。

当面は、■■■■からの通作としますが、将来的には■■■■さんから住宅を譲り受け、志方町西山に移住する予定です。

生産した農産物は、父親が勤務している飲食店へ販売するとともに、地元食品加工業、地元スーパーへ販売する計画となっています。

また、地域調和要件については、西山水利組合、農業団体長の了解を得ているとの事でした。

以上、聞き取り調査結果の概要をご報告します。

なお、農地法3条に係る農地取得要件を満たしており、欠格事項が無いた

め、許可相当だと判断しますが、委員各位のご審議をお願いします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第49号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第49号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第49号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第50号を議題といたします。
議案第50号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について報告のこと。

1 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。譲渡人 ■■■■さん、譲受人 ■■■■さん、新設農家。

この案件につきましては、令和4年第4回月次総会の議案第38号において、別段面積の設定について、1アールとすることが議決され、4月27日に告示しました。その後、別段面積の設定時の申請内容どおりに農地法第3条許可申請が提出されたため、5月2日付けで会長専決により許可したものです。

以上です。

議長 議案第50号については報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第51号を議題といたします。
議案第51号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱に基づき、別段面積及び区域の指定をしようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第51号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の決定について

1 東神吉町神吉212-4、 平米。現行の別段面積 1アール、変更後の別段面積 30アール、狭小農地特例適用後、要綱に基づき30アールに戻す。

この議案につきましては、令和4年第4回月次総会において、別段面積を30アールから1アールに引き下げる決議を行い、告示したところです。その後、さきほど議案第50号において報告させていただいたとおり、農地法第3条許可を行ったことから、要綱に基づき、従来の別段面積である30アールに戻そうとするものです。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第51号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第51号について、別段面積を設定することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第51号について、別段面積を設定することに決定いたします。

議長 次に、議案第52号を議題といたします。

議案第52号の8件については、4月12日から5月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第53号を議題といたします。

議案第53号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料3ページをご覧願います。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付

のこと。

- 1 神野町石守 []、 [] 平米、外 1 筆、計 [] 平米。 []
[] さん、露天駐車場用地、貸露天資材置場用地、整地のみ。
- 2 野口町水足 []、 [] 平米、外 1 筆、計 [] 平米。 []
[] さん、露天駐車場用地、整地のみ、始末書添付。
- 3 八幡町宗佐 []、 [] 平米。 [] さん、貸露天資材
置場用地、整地のみ。

なお、いずれ案件につきましても定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料 3 ページのとおり、事務局書面審査、定
例現地調査、及び現地調査による、立地基準に基づく農地区分を含め、農地
法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員の報告をお願いします。

藤田委員 議席番号 3 番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和
4 年 5 月 1 8 日、調査者は、藤本副会長、佐伯委員委員長、佃委員と私、事
務局 3 名の、合計 7 名で実施しました。

議案第 5 3 号 1 番。申請の土地の位置は石守の中、現況は休耕田。申請地
の周囲は、東が分筆田、西が道路、南が道路、北が田となっており、隣接農
地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、石見推進委員でした。

続いて、議案第 5 3 号 2 番。申請の土地の位置は水足の西、現況は休耕田
及び雑種地。申請地の周囲は、東が田・宅地、西が道路、南が宅地、北が田
となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、
田川委員、橘推進委員でした。

続いて、議案第 5 3 号 3 番。申請の土地の位置は宗佐の中、現況は休耕田。
申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が水路・宅地となっ
ており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、前田委員、藤田推進委員
でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。
議案第 5 3 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 5 3 号について、許可相当の意見書を
添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第53号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第54号を議題といたします。
議案第54号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 []、[] 平米。[] さんから、[] さん 外1名へ。住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願、疎明書添付。

2 神野町石守 []、[] 平米。[] さんから、[] へ。公園広場用地、整地のみ。

3 平岡町山之上 []、[] 平米。[] さん 外1名から、[] 株式会社へ。露天資材置場用地、整地のみ。

4 平岡町中野 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。長屋住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願。

議案書10ページをご覧ください。

5 八幡町上西条 []、[] 平米。[] さんから、[] さん 外2名へ。住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願。

6 上荘町国包 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。露天資材置場用地、整地のみ。

7 東神吉町神吉 []、[] 平米、他2筆、計 [] 平米。[] さん 外2名から、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。

議案書11ページをご覧ください。

8 東神吉町升田 []、[] 平米、他3筆、計 [] 平米。[] さん 外2名から、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。

9 東神吉町出河原 []、[] 平米、他1筆、計 [] 平米。[] さん 外1名から、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、疎明書添付。

議案書12ページをご覧ください。

10 東神吉町出河原 []、[] 平米。[] さん 外1名

から、株式会社 [REDACTED] へ。露天駐車場用地、整地のみ。

11 西神吉町辻 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、株式会社 [REDACTED] へ。太陽光発電設備設置用地。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

1 番の案件については隣接農地の所有者からの同意書が当初添付されていなかったため、聞き取り調査を実施し、隣接農地の所有者と申請代理人が同席され話をした結果、5月23日に同意書が提出されました。

また、9 番の案件については隣接農地の相続人からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

また、8 番の案件については転用面積が3,000平米を超えることから、農地法第5条第3項の規定により 兵庫県農業委員会ネットワーク機構である 公益社団法人 ひょうご農林機構 の意見を聴かなければならないことから、兵庫県へ進達する前に、同法人へ諮問することになります。

つきましては、別紙、審議参考資料4～6ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1 番から5 番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1 番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年5月18日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、藤田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第54号の1 番。申請の土地の位置は石守の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が分筆田、南が水路・道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

続いて、議案第54号の2 番。申請の土地の位置は石守の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東は三角地のためなし、西が分筆田、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。以上2 件、地元立会委員は、石見推進委員でした。

続いて、議案第54号の3 番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が雑種地、南が道路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。

続いて、議案第54号の4 番。申請の土地の位置は中野の西、現況は畑作。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が雑種地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。以上2 件、地元立会委員は、岡本委員でした。

続いて、議案第54号の5 番。申請の土地の位置は上西条の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が分筆田、西が宅地、南が畑、北が水路・道路

となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。地元立会委員は、前田委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願ひまゝ。

議長 次は、6番から11番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願ひまゝ。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告まゝ。調査日時は令和4年5月18日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、都倉委員と私、事務局2名の、合計6名で実施まゝ。

議案第54号6番。申請の土地の位置は国包の西、現況は畑作。申請地の周囲は、東が宅地、西が雑種地、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、井相田委員、藤野推進委員でした。

次は、議案第54号7番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田・宅地、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。

次は、議案第54号8番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次は、議案第54号9番。申請の土地の位置は出河原の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路・道路、南が畑、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。

次は、議案第54号10番。申請の土地の位置は出河原の中、現況は畑作。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。以上4件、地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

次は、議案第54号11番。申請の土地の位置は辻の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田・宅地、西が雑種地、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願ひまゝ。

議長 次は、9番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

井郷委員 議席番号9番 井郷です。議案第54号の9番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、5月18日 火曜日に、藤本副会長、佐伯農地委員長、磯野推進委員と私、事務局3名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告まゝ。

まず、事務局から隣接農地登記名義人である ██████████ さん宛に出席依頼

の調査依頼を送付したところ、同一住所地に住む被相続人の孫の■■■■■さんに文書が届きました。■■■■■さんからは、地元の不動産業者を通じて、登記名義を自分に変更するまで審議を保留してほしいとの要望をききましたが、聞き取り調査は欠席され、18日時点では事務局への連絡もなかったそうです。その後、相続人から事務局へ連絡があったかどうか、また不動産業者を通してどのような話をされたのか、事務局から報告をお願いしたいと思います。

次に、転用事業者である■■■■■については、委任状を持参した株式会社■■■■■の■■■■■さんと、申請代理人である行政書士の石井さんの2名が聞き取り調査に出席され、12時20分より聞き取り調査を行いました。申請代理人によりますと、登記上の住所氏名で住民票請求したが該当者がおらず、登記の住所地を訪問して住んでおられた方に尋ねましたが、相続人の手がかりが全く掴めなかったとのことでした。事業により周辺農地の農業や水利に影響があるか確認したところ、水路は触らず、境界から1メートル引いてフェンスを設置、フェンスからさらに1メートル引いてパネルを設置するため、影響はないとのことでした。また、トラクターの通行や草刈への配慮、周辺に迷惑をかけないことを心掛けているとのことでした。

委員会からは、事業者の別の社員へ依頼した内容が実行されていないことを指摘し、速やかに実行され地元との信頼関係を築くように要望しました。

最後に、総会まで、もしくは、仮に申請が許可された後であっても、相続人より協議があれば誠実に対応されることを確約して聞き取り調査を終了しました。

隣接農地の現況については、現地調査によりおそらくは畦部分であることを確認しており、転用事業により■■■■■氏所有地の営農に支障が生じる可能性はないものと判断しました。よって、同意書は添付されていませんが、問題はないと思われます。

聞き取り調査以外でのやり取りについて、事務局から報告をお願いします。以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 失礼します。井郷委員より、隣接農地の相続人のうち一人が地元の不動産業者とやりとりをされていると情報提供をいただき、5月17日に事務局から不動産業者へ連絡した内容について報告します。

相続人は、まだ登記名義人ではなく、現時点で相続人の代表者の立場で話ができないので、不動産業者に窓口になるよう依頼されているとのことでした。また、相続登記が済んだ状態で意見を述べたいので、本件の審議については登記が完了するまで保留するように要望されているとのことでした。

事務局からは、聞き取り調査の目的が、転用事業により農業上の支障をきたす恐れがないか確認すること、また影響が出ないよう要望を事業者に伝え

たり、連絡を取り合えるように間に入ることであると説明しました。現地調査や聞き取り調査により、農業上の支障がないと判断できれば、総会で審議し、手続きが進んで行くことが十分考えられるため、農業上の支障がある場合やご意見がある場合は至急事務局に連絡をいただくように伝えていただくよう不動産業者に依頼しました。

その後、相続人から事務局へ連絡はありませんでした。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第54号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第54号のうち、8番を除く、1番から11番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、8番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第54号のうち、8番を除く、1番から11番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、8番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第55号を議題といたします。

議案第55号の1件については、4月12日から5月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第56号を議題といたします。

議案第56号の12件については、4月12日から5月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第57号を議題といたします。

議案57号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認

のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第57号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 八幡町宗佐■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん。農業用水路。事実確認のため。

なお、この案件では、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員の報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年5月18日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、藤田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第57号の1番。申請の土地の位置は宗佐の中。申請地の状況は農業用水路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は前田委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第57号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第57号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第57号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第58号を議題といたします。
議案第58号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がない

こと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第58号 非農地証明願承認のこと。

1 尾上町池田 []、 [] 平米。被相続人 [] 相続人 [] さん 外2名、平成4年9月。

2 上荘町薬栗 []、 [] 平米。 [] さん、平成4年4月頃。

3 志方町大宗 []、 [] 平米。 []、平成13年10月頃。

4 志方町西山 []、 [] 平米。 [] さん、昭和48年頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員 議席番号3番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年5月18日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、佃委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第58号の1番。申請の土地の位置は池田の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われまます。地元立会委員は竹田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、2番から4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年5月18日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、堀本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第58号の2番。申請の土地の位置は薬栗の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われまます。地元立会委員は井相田委員、藤野推進委員でした。

続いて、議案第58号の3番。申請の土地の位置は大宗の東。申請地の状況は水路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は原委員、丸山委員、栗山推進委員でした。

続いて、議案第58号の4番。申請の土地の位置は西山の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は山本委員、北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第58号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第58号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第58号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第59号を議題といたします。
議案第59号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第60号を議題といたします。
議案第60号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧願います。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 平岡町山之上■■■■、■■■■■平米、外1筆、計■■■■■平米。相続人■■■■■さん、被相続人■■■■■さん。持分2分の1。

2 平岡町山之上■■■■、■■■■■平米、外1筆、計■■■■■平米。相続人■■■■■さん、被相続人■■■■■さん。持分2分の1。

なお、いずれの案件も地元委員による現地調査及び聞き取り調査により相

続人自ら、全ての農地を自ら所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第60号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第60号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第60号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第61号を議題といたします。

議案第61号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書23ページ、審議参考資料9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数1戸、農地の中間的受け皿となる戸数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する戸数1戸、筆数1筆、面積1,378平米です。

続きまして、24ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者の面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書25ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料9ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第61号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。今回は[]が1件の農地に利用権を設定して耕作等を行おうという計画ですが、24ページに記載のとおり、利用権の設定を受ける者の経営耕地面積が[]ha、今回は[]平米ですが、加古川市が出資している[]が、今後[]としての経営計画、[]自らが受けて実施するキャパがどれぐらいあるのか、また、加古川市の農地バンク事業として管理するなり、また借受者にあっせんするなり、というような計画があるかと思いますが、このような計画を掌握されておりましたら、ご説明いただきたいと思います。

議長 事務局いかがですか。

農林水産課 []の今後の集積の計画について、こちらで把握している内容をご報告させていただきます。現在、[]が実質化された人・農地プランの中心経営体となっているのは、プランは2つあります。そこで今後の意向を確認した際、今後も農地集積を進めていきますが、キャパも意識しながら、次の担い手を探すなどを検討していき、地域の農地を集積していくと伺っています。農地情報バンクについては、現在も加古川市の農地を借りたい方・貸したい方をつなぐ役割を担っていますので、今後も継続してお願いしたいところです。以上です。

藤本委員 内容については承知いたしました。

一度、委員並びに農地利用最適化推進委員に、[]の役員の方をお呼びして、こういう機能をもった法人であって、こういう事業を展開しており、今後のこういう事業展開をしたい、という説明の機会を設けていただければありがたいと思います。といいますのも、[]の実態、また、我々が農地利用最適化推進を進めていく上で、[]の役割、またキャパを知っておく必要があるかと思いますが、次の全体会等に機会を設けていただければと思います。よろしくお願います。

議長 他にご意見はございませんでしょうか。

意見なし

議長 他にご意見はないようですので、議案第61号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第61号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時24分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和4年5月24日

署名委員 (12番)

署名委員 (16番)